

## 令和5年度海ごみ発生抑制に係るプロモーション業務仕様書

### 1 業務の概要

海岸漂着物等の海ごみは、日々の生活や産業活動などに伴って出たごみが、海に流れ込んだものである。特に、瀬戸内海のごみの多くは、この地域に住む私たちの生活ごみ（主にプラスチック類）であり、瀬戸内海を「豊かな里海」としていくために県民一人ひとりが「ごみの量を減らす工夫や身近なごみを拾うことの重要性」を認識する必要がある。また、海ごみの発生を抑制するためには、山・川・里（まち）も含めた取組みを行うことが重要である。

そこで、県民に対し、「海ごみのことを知り、何ができるかを考え、行動すること」へと繋げていくためのプロモーションを行うことにより、海ごみの発生抑制を図る。

### 2 委託業務名

令和5年度海ごみ発生抑制に係るプロモーション業務

### 3 委託業務期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

### 4 契約限度額

2,850千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 委託業務の内容

海ごみ等の回収活動を実施し、海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深める等の活動を行っている「香川県海岸漂着物対策活動推進員（愛称：かがわ海ごみリーダー）」（以下、「かがわ海ごみリーダー」という。）の活動を知ることを通して、海ごみ問題を「自分ごと」として考える機会を提供すること。また、ごみを多く出している生活を見直すきっかけとなる内容を提案すること。

費用対効果の観点から、業務を通して8万人以上を目標に普及啓発ができる内容を提案すること。普及啓発の効果を計れるよう取組みを実施し、業務終了時及び適宜、県に報告すること。

#### (1) かがわ海ごみリーダープロモーション業務

- ・県内各地で活躍しているかがわ海ごみリーダー（別添名簿）とその活動について紹介する媒体を作成し、効果的に広報すること。
- ・海岸漂着物対策に繋がる県民参加型の海岸清掃イベントを提案内容の一つに加えること。実施にあたってはこれまでの海ごみ発生抑制に係るプロモーション業務で作製した資材を活用すること。
- ・イベントの実施にあたっては、かがわ海ごみリーダーができるだけ多く参加できる内容とし、一緒に清掃すること以外にも、かがわ海ごみリーダーの活動を効果的にPRする

ためにワークショップを開催するなど、かがわ海ごみリーダーが行っている活動についてかがわ海ごみリーダーから県民に紹介できる場を設けること。

- ・ イベントの実施にあたり、清掃活動の際などに使用できるビブスや学習用教材などの資材を作製し、使用すること。
- ・ 県民参加型のイベントの実施日、実施場所及び実施回数については、適切な日時、場所及び回数を受託者が選定し、県と協議の上、決定すること。
- ・ 提案に当たっては、実施内容の普及啓発効果、費用対効果について示すこと。

## (2) 情報発信業務

- ・ イベントの開催について、効果的に広報 PR が行えるよう情報発信すること。
- ・ (1) の清掃イベント終了後、実施結果を踏まえて様々な媒体等の活用、または広報用資材を作製することにより海洋ごみ対策に関する活動の重要性が伝わるよう情報発信すること。

## (3) HP 更新業務

- ・ 県が指定するホームページ※の更新(イベント情報の掲載やページのリニューアル等)を行うこと。(本業務委託で実施する内容のほか、県が実施する海ごみ対策に係る事業についてホームページの更新を3回程度行う。)

※ <http://kagawaumigomi.jp/>  
<http://kagawaumigomi.jp/umigomilla/>

## 6 成果物及び納入数

### (1) ～ (3) 全業務共通

- ・ 成果報告書(各種制作物、広報デザイン等)
- ・ 業務で作成、使用した画像、映像等で電子記録媒体にて提供可能なものに関しては CD-R または DVD-R に記録して納めること。

### ● 納入場所

香川県環境森林部環境管理課(里海グループ)  
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号(県庁東館2階)  
電話:087-832-3220 FAX:087-806-0228  
E-mail:kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp

## 7 成果物に係る著作権の取扱い

### (1) 著作権の所有について

本業務によって生じた全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。)は、委託料の支払完了と同時に県に移転する。

### (2) 第三者への使用許諾について

成果物の第三者への使用許諾は、幅広く利用することを前提とし、受託者と協議し県が一括して行う。

(3) 使用許諾の条件について

使用許諾に当たっては、変更・切除その他の改変を行わないことを前提条件とする。ただし、成果物を放送する番組の宣伝のために放送局等が使用する場合など、県が特に必要と認める場合を除く。

(4) 権利関係の処理等について

第三者との間に生じた紛争の処理については、県からの求めに応じ、誠実に対応するものとする。

(5) 著作権表示について

成果物の公表に際しての著作権表示については、「制作（受託者）」「制作著作 香川県」と表記するものとする。

(6) 著作者人格権について

受託者は県または県が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

(7) 保証

受託者は発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

## 8 その他

- ・業務の実施前に、必ず県と協議すること。
- ・平成 25 年度海岸漂着物等発生抑制に係るプロモーション業務、平成 26 年度海岸漂着物等発生抑制に係るプロモーション業務、平成 26 年度海岸漂着物等発生抑制に係るプロモーション業務(2)及び平成 27 年度から令和 4 年度までの海ごみ発生抑制に係るプロモーション業務で作成したコンテンツ（テレビスポット CM、動画、冊子、ポスター、新聞広告、リーフレット等（デザインを含む。）のうち県が著作権を有するものについては使用可能とする。  
ただし、新たなホームページ作成、フェイスブックページ作成及びソフトウェア・携帯アプリの作成については、これを認めない。（リニューアル、サイト内ページの追加を除く。）
- ・本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。
- ・県が独自に実施する他の海ごみ発生抑制又は回収・処理に係る業務について、できる限り連携・協力すること。
- ・本事業実施に関する準備・進行管理、その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。

- ・本業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・本業務は環境省の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用して実施するものであるため、委託期間の内外を問わず、県が会計検査院の会計検査を受検する際、本業務に係る書類の提出等について協力すること。